

建 第 423 号  
昭和 60 年 3 月 25 日

土 木 事 務 所 長 殿

土 木 部 長

建築基準法第 12 条に基づく定期調査（検査）報告の取扱いについて（通知）

地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の所有する建築物のうち、下記に該当するものは、建築基準法第 12 条に基づく報告を要しないこととする。これにより、昭和 58 年 3 月 5 日付け建第 338 号による特殊建築物カードの作成及び財団法人新潟県建築住宅センターへの送付については、該当する場合は省略する。

記

当該組合の「職員住宅」及び「単身寮」で、知事と所有権移転及び維持管理の契約を結ぶもの。